

(5) 認知症介護基礎研修の受講

★対象サービス…全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

令和3年度より、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。**

この義務付けについては**3年の経過措置期間（令和6年3月31日まで）**が、また、**新入職員の受講については1年の猶予期間が設けられています**ので、事業所内の職員の状況をご確認いただき、計画的な受講をよろしくお願ひします。

また、静岡県が認知症介護研究・研修仙台センターを指定団体として設定したことで、集合研修ではなく、**自分のパソコン等でeラーニングによる研修を受講することができるようになっています。**

申込については、下記の「認知症介護基礎研修eラーニング専用サイト」URLからお願ひします。

なお、申込にあたっては「事業所コード（事業所番号ではありません）」が必要となるなど注意点もあるため、下記の「静岡県・認知症介護基礎研修eラーニング実施についてのお知らせ」URLを参照してください。

・認知症介護基礎研修eラーニング専用サイト

<https://dcnet.marutto.biz>

・静岡県・認知症介護基礎研修eラーニング実施についてのお知らせ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/kaigoyobou/r3elarning.html>

ア 義務付けの対象外

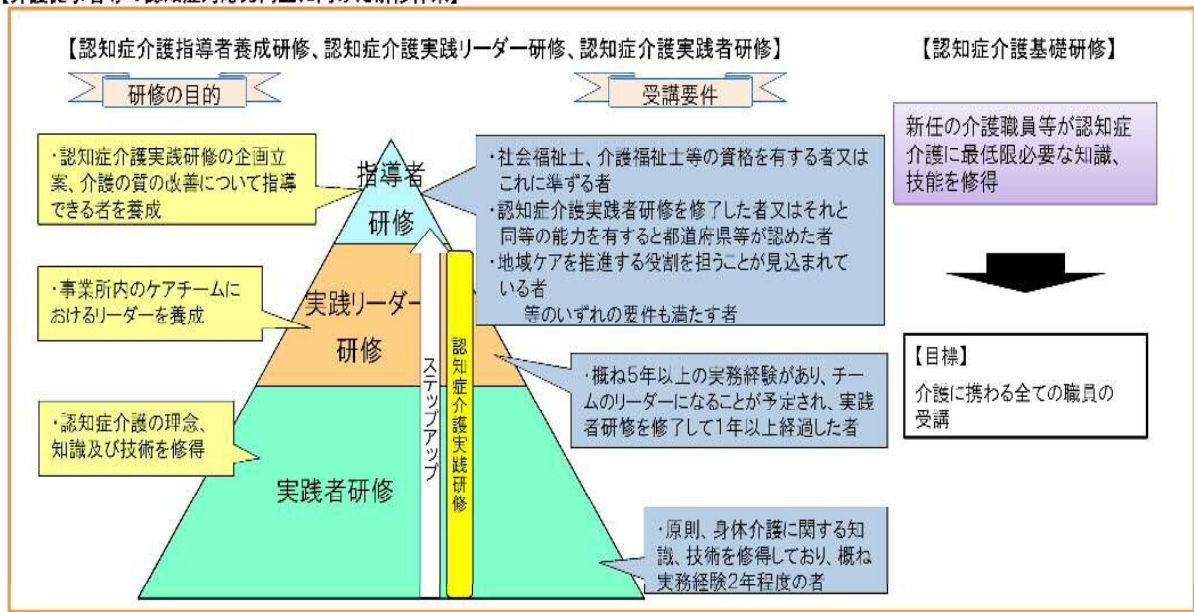
当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、**看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等**となっています。**※柔道整復師、歯科衛生士は等に含みます。**

(参考) 根拠法令等

※訪問入浴介護の場合 H11 厚令 37 第53条の2第3項

H11 老企 25 第3 二 3 (6) ③

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

出典：厚生労働省資料

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3) (令和3年3月26日) より

○ 認知症介護基礎研修の義務づけについて

問3 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。

答3 養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。

問4 認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

答4 **認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。**

問5 認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

答5 認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その**目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。**

問6 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務付けの対象となるのか。

答6 人員配置基準上、**従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外**である。一方で、義務付けの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、**当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。**